

中野サンプラザ南側広場貸出申請要領

中野区 区民部 文化振興・多文化共生推進課

(2025年10月20日版)

1 中野サンプラザ南側広場について

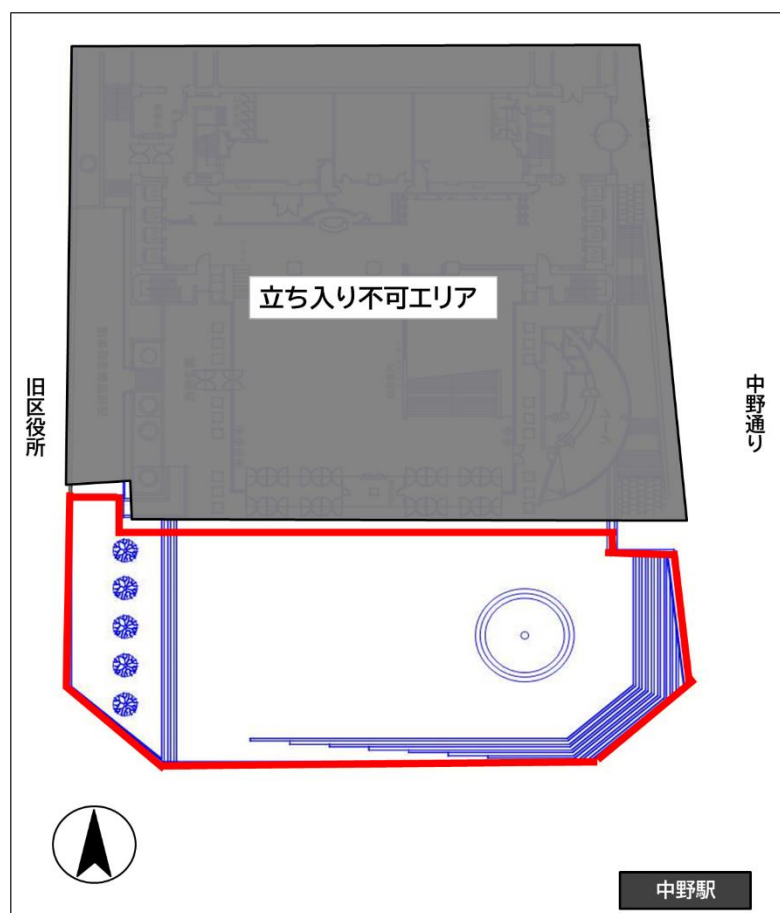
中野サンプラザ南側広場（以下「南側広場」といいます。）は、区民や来街者が自由に立ち寄れるオープンスペースとして開放されており、個人またはグループによる楽器演奏、ダンス、大道芸などの文化・芸術活動を行える「中野サンプラザパフォーマンスフィールド」として活用されています。

団体等によるイベントや行事などで南側広場を占有して利用する場合は、以下の内容に基づき区へ申請し、承認された活動については、区と賃貸借契約を締結した上で利用することができます。

2 敷地概要について

名称	所在地	面積
中野サンプラザ南側広場	中野区中野4-1-1	南側広場全体 1,401㎡
注意事項		
・電気、水道、ガス等の供給設備はなく、トイレの設置也没有。 ・広場部分に車両の乗り入れはできません。		

使用可能エリア図



3 使用条件について

(1) 使用時間

午前9時から午後9時まで（土日祝日含む）

※設営撤去の時間も以上の時間内に含めます。

※全面清掃日など管理上、使用できない日があります。

※原則、連続しての使用は3日までとなります。

(2) 使用用途

イベントや行事、撮影等

※場所の確保、設営、撤去、清掃等は自らの責任において行い、現状復帰すること。

(3) 使用料

中野サンプラザ南側広場使用料	
広さ:1401㎡	
月別	1時間あたり
1月、3月、5月、7月、8月、10月、12月	¥20,081
4月、6月、9月、11月	¥20,750
2月	¥22,232
(2月 うるう年)	(¥21,466)

※以下の中野サンプラザ南側広場使用料減免基準に適合する場合には、減額または免除となる場合があります。

※撮影での使用の場合は、[中野区内ロケーション撮影の支援事業（フィルムコミッション）](#) もご確認ください。

(4) 禁止事項

以下の行為を含む使用は認められません。

- 宣伝、勧誘、扇動、その他これらに類する行為
- 政治活動・宗教活動・これらに類する行為
- 騒音となる行為（必要以上に大きな音を出すこと）
- ゴミのポイ捨て・不法投棄
- 野球・サッカー等の球技
- 火器・刃物・花火など危険物の使用
- 許可のない団体による占用行為
- 中野サンプラザ内（南側広場を除く）への立ち入り
- 公序良俗又は公共の福祉に反する行為
- そのほか、近隣の迷惑になる行為

(5) その他

詳細な使用条件は、「広場使用詳細書」にも記載しています。そちらも合わせて遵守してください。

4 関係諸官庁への届出

イベントや行事の内容によっては、届出が必要な場合があります。申請者にて必要な関係官庁等へ遺漏なく相談をして下さい。

- 集会届・警備・防犯 ⇒野方警察署 警備課 03-3386-0110 中野区中野 4-12-1
- 消防への届出・禁止行為解除
⇒中野消防署 予防課 03-3366-0119 中野区中央 3-25-3
- 飲食を伴う催物 ⇒中野区保健所 03-3382-6661 中野区中野 2-17-4

5 区への事前の相談について

事前に中野区区民部文化振興・多文化共生推進課まで相談してください。申請の内容を事前にご相談いただくとともに、希望の日程が空いているか等の案内を受けてから、「6 申請手続きについて」のとおり手続きを行ってください。

※事前の相談がない申請は受理できないことがあります。ご承知おきください。

【事前相談先】

中野区区民部文化振興・多文化共生推進課

電 話：03-3228-5467（平日午前8時30分～午後5時）

メール：promotion@city.tokyo-nakano.lg.jp

※メールの場合、件名に「中野サンプラザ南側広場使用事前相談」と入れてください。

6 申請手続きについて

（1）申請方法

区への事前の相談を行った上で、区役所8階中野区区民部文化振興・多文化共生推進課窓口またはメールにて申請してください。

（2）提出物

- ① 中野サンプラザ南側広場使用（賃）貸借申請書
- ② 広場使用詳細書
- ③ 企画書
- ④ 広場レイアウト図

※必要に応じて別途図面を用意しても構いません。

- ⑤ （減免該当の場合）中野サンプラザ南側広場使用料減免申請書
- ⑤ その他区が必要と認めるもの

①～③はHPに掲載している様式を使用してください。

（3）申請期間

使用希望月の6か月前の1日から2か月前の1日まで

(4) 使用料の支払い方法

使用希望月の2か月前の1日までに、金融機関にて現金納付

(5) 普通財産賃貸借契約書

申請が承認された場合、区と普通財産賃貸借契約書を取り交すこととなります。

使用する当日は、普通財産賃貸借契約書をいつでも提示できるようにしてください。

7 申請手続きから利用までの流れ

(1) 事前相談

(2) 区役所8階文化振興・多文化共生推進課窓口またはメールにて申請

(3) 区から契約書2部を送付

(4) 契約書に押印し、区へ返送

(5) 区の押印後契約書および納入通知書を送付

(6) 金融機関にて期限までにお支払い

(7) 使用開始

【お問い合わせ】

中野区区民部文化振興・多文化共生推進課

電 話：03-3228-5467

メール：promotion@city.tokyo-nakano.lg.jp